

平成28年度第1回朝日町総合教育会議

日 時 平成28年5月25日（水）午後4時～

場 所 朝日町役場2階第3会議室

次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 協議・調整・報告事項

（1）朝日町総合教育会議設置要綱の改正について 資料1

（2）朝日町の教育に関する大綱（案）について 資料2

（3）その他

4 閉会（教育長あいさつ）

朝日町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と朝日町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題、今後の方向性等を相互に共有し、効果的に教育行政を推進していくため、朝日町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 朝日町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 朝日町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。

- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第8条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第 9 条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局及び庶務)

第 10 条 会議の事務局は、総務政策課とし、会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

朝日町総合教育会議設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
○朝日町総合教育会議設置要綱 平成２８年３月２３日 朝日町告示第１１号 第１条～第９条 略 （事務局及び庶務） 第１０条 会議の事務局は、<u>総務課</u>とし、会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。 第１１条 略	○朝日町総合教育会議設置要綱 平成２８年３月２３日 朝日町告示第１１号 第１条～第９条 略 （事務局及び庶務） 第１０条 会議の事務局は、<u>総務政策課</u>とし、会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。 第１１条 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。</u>

朝日町教育大綱（案）

1 はじめに

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、朝日町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、当町では、第5次朝日町総合計画（平成28年度～37年度）に定める教育分野の基本目標と教育委員会重点施策（毎年度策定）の中間に位置づけられるものです。

2 教育大綱の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間を教育大綱の対象期間とします。

なお、教育を取り巻く環境の変化に対応するため、対象期間中においても必要な見直しを随時行っていきます。

3 基本理念

朝日町民憲章の精神のもと、先人が育んできた“ふるさと朝日町”のさらなる発展に向け「朝日町の人・自然・文化を愛し、心豊かでたくましく、生涯をとおして学ぶ人づくり」を目指します。

4 基本方針

基本理念を達成するために、次の3点から人づくりを推進します。

- （1）ふるさと朝日町に自信と誇りをもち、社会の発展に貢献できる人づくりを推進します。
- （2）時代の変化にしなやかに対応し、円滑な人間関係を基盤に生き抜ける人づくりを推進します。
- （3）健康で生涯にわたって学び、その知識や体験を生かし活用できる人づくりを推進します。

5 重点目標

基本方針に基づき、次の5分野を重点目標に掲げ、その実現に努めます。

【家庭・地域教育】

全町民による学校・家庭・地域の連携を図り、互いの教育力を高める体制づくりに努めます。

- 家庭・地域教育の推進
- 地域活動への参加の促進

【学校教育】

豊かな心と健康な身体の育成を図り、基礎学力の向上と多くの体験を実生活の中で生かす能力の育成に努めます。

- 教育環境の整備
- 教育内容の充実

【生涯学習】

向上心を持って生涯にわたり学び、自らを高めようとする人づくりに努めます。

- 生涯学習の推進
- 家庭・青少年教育の充実
- 男女共同参画社会の促進

【スポーツ】

スポーツに親しみ健康寿命の延伸や競技力の向上に努めます。

- 生涯スポーツ社会の実現
- スポーツの技術的水準の向上
- スポーツ環境の整備

【文 化】

町の自然や文化・伝統に親しみ保存と発展継承に寄与する人づくりに努めます。

- 芸術・文化施設の活用と充実
- 芸術・文化活動の促進
- 文化の保護と活用

6 推進体制

教育大綱の推進に向け、町長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、一丸となって教育行政を推進していきます。

また、教育の推進、中でも人づくりには、町民一人ひとりの自主的・主体的な取り組みだけでなく、人づくりの主体となる家庭や学校、地域、**企業**などによる連携・協力体制を充実することが必要不可欠であることから、引き続き関係者のご協力をいただきながら、オール朝日町による人づくりを推進していきます。

朝日町教育大綱（案）

前回提案（案）	今回修正（案）
○朝日町教育大綱（案） 1 はじめに 教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、<u>町</u>の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、当町では、<u>総合計画</u>（平成２８年度～３７年度）と<u>教育委員会重点施策</u>（<u>年度毎に策定</u>）の中間に位置づけられるものです。 2 教育大綱の期間 平成２８年度から平成３２年度までの５年間を教育大綱の対象期間とします。なお、教育を取り巻く環境の変化に対応するため<u>必要な見直し</u>を行っていきます。 3 基本理念 人・自然・文化を愛し、心豊かでたくましく、生涯をとおして学ぶ人づくりを目指します。 4 基本方針 （１）ふるさと朝日町に自信と誇りをもち、社会の発展に貢献できる	○朝日町教育大綱（案） 1 はじめに 教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、<u>朝日町</u>の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、当町では、<u>第５次朝日町総合計画</u>（平成２８年度～３７年度）<u>に定める教育分野の基本目標と教育委員会重点施策</u>（<u>毎年度策定</u>）の中間に位置づけられるものです。 2 教育大綱の期間 平成２８年度から平成３２年度までの５年間を教育大綱の対象期間とします。なお、教育を取り巻く環境の変化に対応するため<u>対象期間中においても必要な見直しを随時</u>行っていきます。 3 基本理念 <u>朝日町民憲章の精神のもと、先人が育んできた“ふるさと朝日町”のさらなる発展に向け「朝日町の人・自然・文化を愛し、心豊かでたくましく、生涯をとおして学ぶ人づくり」を目指します。</u> 4 基本方針 <u>基本理念を達成するために、次の３点から人づくりを推進します。</u> （１）ふるさと朝日町に自信と誇りをもち、社会の発展に貢献できる

人づくりを推進します。

(2) 時代の変化にしなやかに対応し、円滑な人間関係を基盤に生き抜ける人づくりを推進します。

(3) 健康で生涯にわたって学び、その知識や体験を生かし活用できる人づくりを推進します。

5 重点目標

【家庭教育】

全町民による学校・家庭・地域の連携を図り、互いの教育力を高める体制づくりに努めます。

【学校教育】

豊かな心と健康な身体の育成を図り、基礎学力の向上と多くの体験を実生活の中で生かす能力の育成に努めます。

【生涯学習】

向上心を持って生涯にわたり学び、自らを高めようとする人づくりに努めます。

人づくりを推進します。

(2) 時代の変化にしなやかに対応し、円滑な人間関係を基盤に生き抜ける人づくりを推進します。

(3) 健康で生涯にわたって学び、その知識や体験を生かし活用できる人づくりを推進します。

5 重点目標

基本方針に基づき、次の5分野を重点目標に掲げ、その実現に努めます。

【家庭・地域教育】

全町民による学校・家庭・地域の連携を図り、互いの教育力を高める体制づくりに努めます。

■ 家庭・地域教育の推進

■ 地域活動への参加の促進

【学校教育】

豊かな心と健康な身体の育成を図り、基礎学力の向上と多くの体験を実生活の中で生かす能力の育成に努めます。

■ 教育環境の整備

■ 教育内容の充実

【生涯学習】

向上心を持って生涯にわたり学び、自らを高めようとする人づくりに努めます。

■ 生涯学習の推進

■ 家庭・青少年教育の充実

■ 男女共同参画社会の促進

【スポーツ】

スポーツに親しみ健康寿命の延伸や競技力の向上に努めます。

【文 化】

町の自然や文化・伝統に親しみ保存と発展継続に寄与する人づくりに努めます。

6 推進体制

教育大綱の推進に向け、町長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、一丸となって教育行政を推進していきます。

また、教育の推進、中でも人づくりには、町民一人ひとりの自主的・主体的な取組みだけでなく、人づくりの主体となる家庭や学校、地域などによる連携・協力体制を充実することが必要不可欠であることから、引き続き関係者のご協力をいただきながら、オール朝日町による人づくりを推進していきます。

【スポーツ】

スポーツに親しみ健康寿命の延伸や競技力の向上に努めます。

■ 生涯スポーツ社会の実現

■ スポーツの技術的水準の向上

■ スポーツ環境の整備

【文 化】

町の自然や文化・伝統に親しみ保存と発展継続に寄与する人づくりに努めます。

■ 芸術・文化施設の活用と充実

■ 芸術・文化活動の促進

■ 文化の保護と活用

6 推進体制

教育大綱の推進に向け、町長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、一丸となって教育行政を推進していきます。

また、教育の推進、中でも人づくりには、町民一人ひとりの自主的・主体的な取組みだけでなく、人づくりの主体となる家庭や学校、地域、企業などによる連携・協力体制を充実することが必要不可欠であることから、引き続き関係者のご協力をいただきながら、オール朝日町による人づくりを推進していきます。